

第5章 障がい福祉計画

1 第5期計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行者数：平成28（2016）年度末施設入所者の<u>9%以上</u> ●施設入所者数：平成28（2016）年度末の<u>2%以上削減</u> ※高齢化・重症化を背景とした目標設定
--------	--

項目	数値	考え方
平成28（2016）年度末時点の施設入所者（A）	174人	平成28（2016）年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	4人 ----- 2.3%	（A）のうち、平成32（2020）年度までに地域生活に移行する人の目標値
平成32（2020）年度末時点の施設入所者（B）	170人	平成32（2020）年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	4人 ----- 2.3%	差引減少見込み数（A）－（B）

【本市の目標設定】

○平成28（2016）年度末時点の施設入所者数は174人となります。地域移行者数に関しては、平成25（2013）年度末から平成28（2016）年度末までの実績が3名であったことを考慮して、実情に応じた目標設定としています。

○施設入所者数に関しては、国の基本方針に即して4人削減することをめざします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置
--------	----------------------------------

指標	目標値	考え方
協議の場の設置数（か所）	1か所	平成32（2020）年度末時点

【本市の目標設定】

○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成32（2020）年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	●各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備	
指標	目標値	考え方
地域生活支援拠点等か所数（か所）	1か所	平成32（2020）年度末時点

【本市の目標設定】

○障がい者等の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保するために、居住支援と地域支援を一体的に推進すべく、平成32（2020）年度末までに地域資源を活用した面的整備による体制の構築に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数：平成28（2016）年度の1.5倍 ●就労移行支援事業利用者：平成28（2016）年度の2割増 ●移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ※実績を踏まえた目標設定 ●就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上 	
--------	--	--

項目	数値	考え方
平成28（2016）年度の一般就労への移行者	5人	平成28（2016）年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者	8人	就労移行支援事業等を通じて平成32（2020）年度中に一般就労に移行する人数
平成28（2016）年度末時点の就労移行支援事業の利用者	12人	平成28（2016）年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者の増加	15人	就労移行支援事業の平成32（2020）年度末における利用者数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	50.0%	就労移行率が3割以上の事業所割合

【本市の目標設定】

○国の基本方針に即して、平成32（2020）年度中に福祉施設から一般就労に移行する人数は8人、平成32（2020）年度末の就労移行支援事業所の利用者数は15人、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合を50%とすることをめざします。なお就労定着支援に関しては、計画期間中の提供体制の整備（事業所開設）に努めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ● 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ● 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置 [平成 30（2018）年度末まで]
--------	---

項目	数値	考え方
児童発達支援センター設置数（か所）	1 か所	平成 32（2020）年度末時点
保育所等訪問支援設置数（か所）	1 か所	平成 32（2020）年度末時点
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所設置数（か所）	3 か所	平成 32（2020）年度末時点
医療的ケア児支援の協議の場の設置数（か所）	1 か所	平成 30（2018）年度末時点

【本市の目標設定】

- 重層的な地域支援体制の構築をめざすため、平成 32（2020）年度末までに児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の提供体制の整備についての検討を進めます。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に関しては開設済であるため、現状維持をめざします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30（2018）年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に努めます。

2 障害福祉サービスの見込量

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

（1）訪問系サービスの見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事等の介護や通院の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的、精神障がいのため常時介護が必要な人に対し、居宅での生活全般にわたる介護や外出時における移動の介護を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいのある人に対する外出時の移動、視覚的情報、排せつ、食事等の介護の援助について支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に居宅介護等を包括的にを行います。

【利用状況と見込量の設定】

○訪問系サービスは、平成29（2017）年度に増加に転じており、今後も同様の傾向が継続すると見込んで見込量を設定しています。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
居宅介護 重度訪問介護	時間	3,496	3,471	3,600	3,700	3,800	3,900
同行援護 行動援護							
重度障害者等包括支援	人	184	186	200	205	210	215

【見込量確保のための方策】

○利用量に対しサービス提供体制は概ね整備できていますが、サービスの質の確保と利用量の増加に伴う提供体制の確保に努めます。

○居宅介護については、平成31（2019）年度以降、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供することができる「共生型サービス」が創設されることを踏まえ、介護保険事業所に対しても参入を働きかけるなど、利用量の増加に伴う提供体制の確保に努めます。

○行動援護、重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、利用意向のある人に対応できるよう、情報提供と事業所の提供体制の整備を進めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
生活介護	常時介護を必要とする人に対して、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行い、また創作活動や生産の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に対して、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に対して、働く場を提供し知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもので、事業所との雇用契約に基づき就労の機会を提供します。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人や一定の年齢に達している人に対して、働く場や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上を図るもので、雇用契約を伴わないものです。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題の解決に向けた支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間において病院等への入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、昼夜を通して施設に入所させ、入浴、排せつ、食事等の介助等を行います。

【利用状況と見込量の設定】

- 生活介護は、利用量、利用者数ともに増加傾向にあり、今後も増加が継続すると見込んでいます。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、利用量、利用者数ともにほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向が継続すると見込んでいます。
- 就労移行支援は、利用量、利用者数ともに減少傾向にありますが、平成 32（2020）年度末の成果目標の達成を考慮して見込量を設定しています。
- 就労継続支援 A 型は、利用量、利用者数ともに横ばいから平成 29（2017）年度に大きく増加しており、今後も増加傾向が継続すると見込んでいます。
- 就労継続支援 B 型は、利用量、利用者数ともに増加傾向にあり、今後も増加が継続すると見込まれますが、利用者の高齢化等も考慮して見込量を設定しています。
- 就労定着支援は、新たなサービスであり、計画期間中での提供体制の整備を見込んでいます。
- 療養介護は、横ばいで推移しており、今後も同様の状況が継続すると見込んでいます。
- 短期入所は、利用量、利用者数ともに概ね横ばいで推移しています。提供体制等を考慮して、今後も同様の状況が継続すると見込んでいます。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
生活介護	人日分	5,156	5,250	5,340	5,400	5,450	5,500
	人	249	261	262	264	267	270
自立訓練 (機能訓練)	人日分	20	19	20	20	20	20
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日分	26	30	58	40	40	40
	人	1	1	2	2	2	2
就労移行支援	人日分	325	257	223	260	280	300
	人	17	12	11	13	14	15
就労継続支援 (A型)	人日分	629	602	700	720	760	800
	人	31	31	35	36	38	40
就労継続支援 (B型)	人日分	3,019	3,359	3,600	3,800	4,000	4,200
	人	172	194	210	220	235	250
就労定着支援	人				0	0	1
	人						
療養介護	人	32	32	32	32	32	32
	人						
短期入所 (福祉型)	人日分	203	196	200	200	200	200
	人	18	24	26	26	26	26
短期入所 (医療型)	人日分	36	40	40	40	40	40
	人	5	6	6	6	6	6

【見込量確保のための方策】

- 生活介護については、平成31（2019）年度以降、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供することができる「共生型サービス」が創設されることを踏まえ、介護保険事業所に対しても参入を働きかけるなど、今後の利用者の増加に備え、提供体制の整備を進めます。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、情報提供と事業所の提供体制の整備を進めます。
- 就労移行支援については、自立支援協議会での協議をはじめ、障害者就業・生活支援センターや市内の相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携しサービスの利用促進や企業の受け皿の拡大を図ります。また、ニーズに応じたサービス提供体制の整備に努めます。
- 就労継続支援A型、就労継続支援B型については、利用者の増加や障がいのある人の就労支援や工賃の向上等も含め、サービス提供体制の整備に努めます。
- 就労定着支援は、平成30（2018）年度から開始する新たなサービスであるため、一般企業で就労した障がいのある人や、就労移行支援の利用者に対してサービスの周知を行い、利用を促進するとともにサービス提供体制の整備に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応強化の面からも含めて、サービス提供体制の強化に向けて、事業者との調整や新規参入の掘り起こしを推進します。

(3) 居住系サービスの見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【利用状況と見込量の設定】

○自立生活援助は、新たなサービスであり、計画期間中での提供体制の整備を見込んでいます。

○共同生活援助は、横ばいから減少となっていますが、サービスの提供体制が十分でなく、地域生活を送るための居住の場としてニーズの高いサービスであることを考慮して、見込量を設定しています。

○施設入所支援は、平成 32 (2020) 年度末の成果目標の達成を考慮して見込量を設定しています。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
自立生活援助	人				0	0	1
共同生活援助	人	93	94	91	95	95	95
施設入所支援	人	176	174	173	173	172	170

【見込量確保のための方策】

○自立生活援助については、平成 30 (2018) 年度から開始する新たなサービスであるため、入所施設やグループホームの利用者に情報提供し、サービスの利用を促進するとともにサービス提供体制の整備に努めます。

○共同生活援助については、利用意向のある人に情報提供を行うとともに、施設整備等についての支援制度を周知し、支援策について検討を行うなど、新たな事業者の参入を促進できるように努め、提供体制の整備を進めます。

○施設入所支援については、地域移行が可能な施設入所者に対して、積極的に地域移行につながるよう支援するとともに、利用意向のある人に適切に情報提供を行うように努めます。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用者に対して、心身の状況や生活環境等を勘案し、保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるようにサービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人に対して、住居の確保等、地域生活移行のための相談等を行います。
地域定着支援	地域で単身生活の障がい者や同居家族からの支援が受けられない障がい者に、地域生活定着のための相談やサポートを行います。

【利用状況と見込量の設定】

- 計画相談支援は、増加傾向にあり、今後も増加が継続すると見込んでいます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、横ばいで推移しています。提供体制等を考慮して今後も同様の状況が継続すると見込んでいます。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
計画相談支援	人	105	112	115	117	119	121
地域移行支援	人	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	2	2	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援については、特定相談支援事業者の指定を行い、適切なサービスの利用計画等が作成できる体制を整備します。
- 地域移行支援、地域定着支援については、自立支援協議会での協議や、指定一般相談支援事業者との連携のもと、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人、単身で障がいのある人等が地域生活に移行できるよう検討を進めます。

3 障害児通所支援事業の見込量

障がいのある児童が、身近な地域で保育・教育及び療育を受けることができ、ニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

（1）障害児通所支援の見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、通所による日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある子どもに、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある子どもの家庭を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

【利用状況と見込量の設定】

- 児童発達支援は、増加傾向にあります。今後も増加は継続すると見込まれますが、少子化等も考慮して見込量を設定しています。
- 医療型児童発達支援は、提供する事業所が開設されていないことから利用を見込んでいません。
- 放課後等デイサービスは、平成 28（2016）年度以降大幅に増加しています。今後も増加は継続すると見込まれますが、少子化等も考慮して見込量を設定しています。
- 保育所等訪問支援は、平成 32（2020）年度末の成果目標の達成を考慮して見込量を設定しています。
- 居宅訪問型児童発達支援は、新たなサービスであるため、計画期間中の提供体制の整備を見込んでいます。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
児童発達支援	人日分	152	157	175	180	190	200
	人	31	33	37	38	39	40
医療型 児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日分	196	316	530	640	680	720
	人	37	51	69	80	85	90
保育所等訪問支援	人日分	0	1	0	0	0	10
	人	0	1	0	0	0	5
居宅訪問型 児童発達支援	人日分				0	0	10
	人				0	0	2

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、平成 31（2019）年度以降、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供することができる「共生型サービス」が創設されることを踏まえ、介護保険事業所に対しても参入を働きかけるなど、今後の利用者の増加に備え、提供体制の整備を進めます。また、放課後等デイサービスガイドライン等の周知を図り、各事業所の質の向上に努めます。
- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの設置と併せて提供体制の整備について検討を進めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、平成 30（2018）年度から開始する新たなサービスであるため、対象者に情報提供し、サービスの利用を促進するとともにサービス提供体制の整備に努めます。

(2) 障害児相談支援の見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用者に対して、心身の状況や生活環境等を勘案し、保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるようにサービス等利用計画の作成等を行います。

【利用状況と見込量の設定】

○障害児相談支援は、増加傾向にあり、今後も増加が継続すると見込んでいます。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
障害児相談支援	人	15	21	28	30	35	40

【見込量確保のための方策】

- 障害児相談支援については、相談支援専門員の増員や新規参入の呼びかけを行い、適切なサービスの利用計画等が作成できる体制の整備に努めます。
- 関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
コーディネーターの 配置人数	人				0	0	1

【見込量確保のための方策】

- 医療的ケア児に対するコーディネーターについては、医療的ケア児支援の協議の場の設置と併せて相談支援事業所等と連携し、保健、医療、福祉その他の各関連分野との連絡調整を行う人材の確保に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

（１）理解促進研修・啓発事業 【本市実施】

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	—	—	—	検討	有	有

（２）自発的活動支援事業 【本市実施】

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	—	—	—	検討	有	有

（３）相談支援事業

①相談支援事業

相談支援事業は、障がい者やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービス利用の援助、サービス事業者や関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	か所	4	5	5	5	5	5

【宇和島市障害者地域活動支援センターグリーン工房、正光会地域活動支援センター柿の木、旭川荘南愛媛病院、相談支援センター豊正園、相談支援事業所八つ鹿工房にて実施します。】

②基幹相談支援センター等機能強化事業 【本市実施】

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援が必要となる困難な事例の対応や相談支援事業者に対する専門的指導・助言を行います。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	有	有	有	有	有	有

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等にかかわる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

また、障がい者世帯に対する家賃債務保証制度等を活用し、障がい者の地域居住の円滑化の支援に向けて取り組みます。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	有	有	有	有	有	有

【宇和島市障害者地域活動支援センターグリーン工房、正光会地域活動支援センター柿の木、旭川荘南愛媛病院、相談支援センター豊正園、相談支援事業所八つ鹿工房にて実施します。】

（４）成年後見制度利用支援事業 【本市実施】

身寄りがなく、申し立て手続きに支援を要する資力に乏しい重度の知的障がい者又は精神障がい者が、障害福祉サービス等の利用の観点から、市が成年後見制度の利用が有効と認められる場合において、成年後見制度の申し立てに関する経費を助成する等の必要な支援を行います。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	人	—	—	—	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業 【本市実施】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	—	—	—	検討	検討	有

(6) 意思疎通支援事業 【本市実施】

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支援が必要な方に対する手話通訳者や要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置を行います。

【実績と見込量の設定】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
手話通訳者設置事業	か所	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数	人	417	409	500	500	500	500

(7) 日常生活用具給付等事業 【本市(用具取扱事業者)実施】

重度障がい者に対して日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために日常生活用具等の給付を行います。

【実績と見込量の設定】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
介護・訓練支援用具	件	9	8	10	10	10	10
自立生活支援用具	件	12	12	12	12	12	12
在宅療養等支援用具	件	15	1	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	17	13	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	件	2,016	1,978	2,000	2,000	2,000	2,000
住宅改修費	件	2	3	3	3	3	3
計	件	2,071	2,015	2,045	2,045	2,045	2,045

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう手話奉仕員養成講座を実施します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	人	36	36	39	40	40	40

【本市が中心となって宇和島圏域(宇和島市、松野・鬼北・愛南町)で実施します。】

(9) 移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	人	113	73	80	80	80	80
利用時間	時間	967	650	700	700	700	700

【宇和島市社会福祉協議会、ケアセンター宇和島、共同連えひめ、サンプロジェクト、えひめ障害者ヘルパーセンターひめヘルプ、らくらく介護、M&M、西予市野城総合福祉協会ヘルパーステーションハートにて実施します。】

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会交流の促進を図る地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
地域活動支援センター Ⅰ型	か所	2	2	2	2	2	2
地域活動支援センター Ⅱ型	か所	—	—	—	—	—	—
地域活動支援センター Ⅲ型	か所	1	1	1	1	1	1

【宇和島市障害者地域活動支援センターグリーン工房（Ⅰ型）、正光会地域活動支援センター柿の木（Ⅰ型）、たちばな作業所（Ⅲ型）にて実施します。】

(11) その他の事業

①福祉ホーム事業 【本市実施】

住居を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用可能とするとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施か所数	か所	—	—	—	検討	検討	1
利用者数	人	—	—	—	検討	検討	1

②訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人	7	7	6	6	6	6

【宇和島市社会福祉協議会にて実施します。】

③日中一時支援事業

障がい者（児）の家族の就労支援や障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息などを提供するため、障がい者（児）に対して、日中における活動の場を確保します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施か所数	か所	9	10	11	11	11	11
利用者数	人	73	78	78	80	80	80

【フレンドまつの、ライフまつの、多機能型支援事業所フレンド、豊正園、八つ鹿工房、希望の森、松葉学園、ひまわりの郷、ゆらり、野村学園、ヨハネの家にて実施します。】

④社会参加支援事業

障がい者の社会参加を促進することを目的として実施します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施か所数	か所	2	2	2	2	2	2

【声の広報（朗読奉仕さざなみの会）、要約筆記者奉仕員養成研修（本市）にて実施します。】

⑤障害者虐待防止対策支援事業 【本市実施】

「障害者虐待防止法」に規定される障がい者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を整備について必要な事項を定め、障がい者及びその家族等が、安心して生活できるような地域環境の整備を行うことを目的として実施します。

【実績と見込量の設定】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
弁護士等派遣要請	件	—	—	1	1	1	1